

第2回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業  
最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和7年10月21日（火）午後3時00分～

2 場 所 岡山市北区下石井1丁目4番1号  
岡山第2合同庁舎 2階共用会議室A

3 出席者 公益代表委員 岡山一郎  
國光類  
長谷川珠子

労働者代表委員 沖田真之  
高山伸男  
野瀬仁志

使用者代表委員 池田実加  
錦織勝輝  
松村信

事務局 労働基準部長 政木隆一  
賃金室長 黒田和美  
賃金指導官 中本弘一  
監察監督官 諏訪雅浩  
労災補償監察官 木村弘之

## 4 議 事

中本指導官

ただ今から、第2回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日の審議は公開となります、傍聴希望の申し込みはございませんでした。

まず定足数について報告申し上げます。

本日は、委員全員が御出席でございますので、最低賃金審議会令の定足数を満たしていますことを報告いたします。

本日御審議いただく付議事項について説明いたします。

1 特定最低賃金額審議について  
でございます。

それでは、部会長、よろしくお願ひします。

長谷川部会長

ただ今から、第2回岡山県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

はじめに、本日の専門部会は、公労使の三者が揃い公開としています。

ただし、議事の進行において二者協議となる場合があれば、その部分は、委員の皆さんのがんの忌憚のない御意見をいただく必要があると考えますので、非公開とします。

9月18日の専門部会において、全会一致で改正決定の必要性有りの答申を受け、本日より具体的な金額提示による審議となります。

特定最低賃金は、関係労使のイニシアティブにより設定されていることからも、全会一致の議決に至るよう、是非、よろしくお願ひします。

まず、岡山局の他産別の状況と他局の状況について事務局から説明してください。

黒田室長

他部会及び他局の審議状況について、報告させていただきます。

他部会につきましては、必要性の有無の審議において耐火物、鉄鋼、一般機械、電機、自動車が必要性ありで結審し、一般機械と自動車以外は既に金額審議に入っております。

各種商品小売業は全会一致で必要性ありに至らず、専門部会での審議を終了し、本審へ報告となりました。

続きまして、他局の船舶製造業の審議状況を説明いたします。

専門部会で7局が結審しております。

北海道局、プラス65円、改定額1,105円。静岡局、プラス60

円、改定額 1,133 円。大阪局、プラス 70 円、改定額 1,197 円。兵庫局、プラス 62 円、改定額 1,188 円。山口局、プラス 53 円、改定額 1,141 円。熊本局、プラス 55 円、改定額 1,074 円。大分局、プラス 58 円、改定額 1,055 円。以上です。

発効日につきましては、指定日発効の局と法定日発効の局と両方ある状況です。

続きまして、お手元の資料について説明させていただきたいと思います。

本日お配りしております資料につきましては、意見聴取の公示により意見要旨の提出がありましたものを付けさせていただいております。提出は専門部会の関係労使からのものになります。内容につきましては改正決定の必要性の有無の審議におきまして、双方から基本的な考え方を含め、意見表明された内容となっておりますので、御確認いただければと思います。

なお、他の使用者団体、労働者団体からの提出はございませんでした。

事務局からは以上です。

長谷川部会長

ありがとうございます。

では、先ほどの事務局からの説明や提出のありました意見要旨についての補足などがありましたらお願ひします。

(特になし)

長谷川部会長

では、金額審議の運営について、事務局から説明をお願いします。

黒田室長

金額審議において、改定する特賃額は、現在の船舶製造・修理業、舶用機関製造の特賃額 1,094 円に対し有額としていただくこと、また、6 月 18 日に労側委員から提出された「改正申出書」にある企業内最低賃金協定額の最低金額が、この度の金額審議における上限額となりますので御留意ください。

長谷川部会長

それでは審議をはじめます。例年どおり、公労・公使の二者協議とし、労側、使側からそれぞれ個別に金額提示、御意見をお聞かせいただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川部会長

では、まず、労側から御意見をお聞きすることとしますが、事前に打合せが必要でしたら時間をお取りしようと思います。打合せは必要でしょうか。

労働者側委員

はい、お願ひします。

長谷川部会長

どのくらい必要でしょうか。

労働者側委員

15分ぐらい。

長谷川部会長

はい、分かりました。

15分位ということで、3時25分ぐらいに戻ってきていただければと思います。

(各側、公益委員と個別協議実施)

長谷川部会長

これより公労使の全体会議を再開いたします。

先ほど、労使それぞれから金額提示をいただきました。

まず、労側から提示していただいた金額とその理由について簡単に説明をします。

金額としては72円プラスの1,166円ということでした。数字の根拠としては、地賃に対する船舶製造業特賃の優位性が、令和6年度で見ると111.4%あるので、それを維持するということで、新たな県最賃に111.4%を乗じると1,166円になるので、プラス72円ということでした。

一方、使側については、提示金額が32円プラスの1,126円ということです。

根拠としましては、令和7年の賃金改定状況調査結果の第4表③、Bランク製造業のところを見ますと、賃金上昇率が2.9%ということですので、現在の特賃である1,094円に2.9%を乗じると、31.7ぐらいになるので、それを切り上げて32円の金額提示がありました。

それから金額提示をしていただきましたが、まだ隔たりがあるようです。

今後の進め方について何か御意見があれば、是非お願ひします。

使用者側委員

金額の隔たりがまだ大きいので、次回改めてというのはいかがでしょうか。

- 労働者側委員 次回改めますか。
- 公益委員 今日は再提示なしということですか。
- 労働者側委員 はい。
- 長谷川部会長 二者協議というのもありますけど、それもよろしいか。
- 労働者側委員 今日、もう一度持ち帰って、再検討して、再提示させてもらうということにさせてもらいましょうか。
- 長谷川部会長 そうしましょうか。  
では、持ち帰って、また検討していただけるということです  
で、よろしくお願いします。  
では、金額審議はこれで終わりたいと思います。  
事務局から何かありませんか。
- 黒田室長 特にございません。
- 長谷川部会長 分かりました。  
それでは、これをもちまして、第2回岡山県船舶製造・修理業、  
舶用機関製造業最低賃金専門部会での審議を終わります。お疲れ様でした。